

河合町まちづくり基本条例検討審議会 議事録（要旨）

委員会 の 名 称	第8回 河合町まちづくり基本条例検討審議会
開 催 日 時	令和4年5月26日（木） 14：00～
開 催 場 所	河合町役場3階 第6会議室
出席委員の氏名 及 び 人 数	大西孝幸委員、常盤繁範委員、山本孝典委員、岡本幹男委員、前田昌宏委員、 岡宏委員、尾上光子委員、山川裕子委員、西野あすか委員、大久保太郎委員、 安田彩子委員、高桑次郎委員 計12名
欠 席 委 員 の 氏 名 及 び 人 数	審議会会長・中川幾郎委員、審議会副会長・清水裕子委員、佐伯誠紀委員 計3名
出 席 職 員 等 の 職・氏名又は人数	＜事務局＞ 企画部長 森嶋雅也、政策調整課長 岡田健太郎、 福井敏夫 ＜庁内ワーキンググループ＞ 環境対策課長 内野悦規、税務課長 松本武彦 ＜運営支援＞ 特定非営利活動法人NPO政策研究所：直田春夫、田中逸郎
公開・非公開の別 傍 聴	・公開（第1回審議会で決定） ・傍聴者 なし
議 題、協 議 事 項	1. 開会 2. 会長挨拶 3. 案件説明及び審議 ①条例案について ②逐条解説書案について 4. その他 5. 中間答申 6. 閉会
会議の記録（要旨）	
議 事／発 言 者 等	発 言 内 容 等
1. 開会(事務局)	○ 開会 ○ 出席委員の報告：正副会長を含み3名欠席 ○ 会長欠席につき、「会長、副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。」（設置条例第5条4項）に基づき、出席委員の了承を得て、大西委員が会長代行として審議の進行を務めることとなった。 ○ 新委員の紹介：老人クラブ連合会・新会長に就任した岡本幹男委員（吉田委員の後任）

	○ 設置条例に基づき、本日の審議会が成立していることを報告
2. 会長あいさつ：会長欠席のため、なし	
3. 案件説明及び審議	
会長代行	○ 事務局から資料の説明をお願いします。
事務局	○ 資料をもとに「条例案（改訂稿）」及び「逐条解説書案（改訂稿）」の修正箇所を説明。
会長代行	○ 事務局からの説明に関し、順次ご意見を伺います。
委員	○ 「逐条解説書案（改訂稿）」20頁の附記で「国連子どもの権利条例」とありますが、正式名称を確認して記載してください。
事務局	○ 確認して、正しい名称を入れます。
委員	○ 「逐条解説書案（改訂稿）」29頁の附記で、「大字及び自治会等」とあるが、「等」はいらないのでは。また「西大和ニュータウン開発以前…」とあるのを、「…開発以外は大字と言います」とすればいいのでは。
事務局	○ 「等」を入れたのは、現在の大字と自治会に限定・固定されないようにということからです。また、最近、佐味田自治会も名称を大字から自治会に変えたということもあるので、「概ね」という文言も入れました。これらは、名称が混在していることを踏まえた表現です。
委員	○ 大字から自治会へと名称変更された所もあるなど、今後とも混在することから「大字及び自治会等」としたという理解でよろしいですね。
委員	○ 同じく29頁ですが、条文では「自律」、説明では「自立」と、表現が混在している。概ね団体の場合には「自立」を使うことが多いのでは。
事務局	○ 文意を精査し、文言の統一を図ります。
委員	○ 「条例案（改訂稿）」2頁の用語の定義ですが、「(8) 多様な主体」の種類の一つに「地域自治団体」がある。また「(9) 地域自治団体」の説明の中にも「多様な主体で構成…」とある。どういうことなのか、わかりにくい。
事務局	○ 定義の掲載の順番も含め、わかりにくいところもあるかもしれませんが、

	ここでそれぞれ定義をし、「逐条解説書案（改訂稿）」で説明することで、以下の条文を簡潔に疑義のないようにすることができるものと考えております。
委員	○ 確認ですが、「逐条解説書案（改訂稿）」14頁で、「おおむね小学校程度を想定」した「まちづくり協議会」を地域自治団体と理解していいですね。
事務局	○ その通りです。
会長代行	○ 他にご意見がないようですのでこれで審議を終わります。条例案及び逐条解説書案は微調整の上確定とさせていただきます。
4. その他	
会長代行	○ 事務局から説明をお願いします。
事務局	○ 今後のスケジュールについて、「参考資料1 工程図」をもとに説明。 なお、この後の中間答申を経て、工程図には記載しておりませんが、議会説明・情報提供を行うことを予定しています。
委員	○ 議会への説明・情報提供に際しては、中間答申と同様のものを事前に資料提供いただきたい。
事務局	○ 議会と調整したうえで、事前に資料提供を行います。
会長代行	○ 続いて中間答申に移ります。
5. 中間答申	○ 会長代行：「中間答申」を、町長に手渡し ○ 町長：「中間答申」を受領後、あいさつ
6. 閉会	
会長代行	○ これで本日の審議会の議事が終了しましたが、その前に、委員の皆様及び事務局、何かございましたらお願いします。
事務局	○ 先ほどの審議で出ました「自律」「自立」のどちらかに統一する件ですが、検討をしまして統一し、ご報告いたします。
委員	○ 条例第2条、「逐条解説書案（改訂稿）」12頁ですが、用語の定義（8）と（9）の順番を入れ替えてはどうでしょうか。先に「多様な主

	体」を定義し、その後に各団体の定義をするとわかりやすいのでは。
事務局	○ 後の条文に出てくる順番にしたものですが、わかりやすくするために検討してまいります。
委員	○ この後の審議会開催日程はどうなりますか。
事務局	○ 詳細日程は未定ですが、パブリックコメントやタウンミーティングでの意見を集約し、開催してまいりたいと考えております。
委員	○ これらの住民説明会の内容や資料等について、情報提供も含めお尋ねします。これらは執行機関である町が主体的に行うものと理解しておりますが、そのうえで、以前にも申し上げた通り、わかりやすい資料をつくって開催することが必要だと思います。条文と逐条解説書だけではなく、たとえばアニメーション動画やスライドをつくるとか、工夫が必要だと思います。そういった準備はされているのでしょうか。
事務局	○ わかりやすい概要版をつくり、開催したいと思います。
委員	○ そのうえですが、パブリックコメントや住民説明会の際に、審議会でこういった意見が出たことを示して皆さんのご意見を聞いてほしい。というのも、来年1月～2月の審議会での条例の周知・広報の検討に際しては、わかりやすい動画等をお願いしたい。新たな広報ツールをつくるための予算措置がされていないことは承知していますが、条例の重要性を鑑み、こうした取組みが必要ということを投げかけていくべきではないか。
事務局	○ 現時点では、何らかの概要版はつくりたいと考えておりますが、手法・経費等については今のところは未定です。事前に概要版を作成してから説明会等に臨みたいと考えております。
会長代行	○ 住民の方々にわかりやすい内容で、説明会を開催するようお願いいたします。
事務局	○ 他にご意見がないようですので、これで第8回審議会を終了します。 ○ ありがとうございました。